

※「普通預金規定」の一部改定のお知らせ※

当社では、2018年2月13日(火)以降、普通預金規定を新规定によりお取扱いさせていただきます。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、窓口までお問合せください。

株式会社 埼玉りそな銀行

【改定内容】

・次の条項について以下のとおり改定します。

※「休眠預金等活用法に関する規定」は2018年1月1日(月)より適用しておりますが、今般改めて第15条として新設するものです。内容に変更はございません。

改定前	改定後
<p>1.～10. (省略) 変更なし</p> <p>11. (解約等)</p> <p>(1)～(3) (省略) 変更なし</p> <p>(4) この預金が、当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うことができます。</p> <p>(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>12.～14. (省略) 変更なし</p> <p>15. (新設)</p>	<p>1.～10. (省略) 変更なし</p> <p>11. (解約等)</p> <p>(1)～(3) (省略) 変更なし</p> <p>(4) 第2項および第3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>※(4)削除、(5)を繰上</p> <p>12.～14. (省略) 変更なし</p> <p>15. (休眠預金等活用法に関する規定)</p> <p>(1) 休眠預金等活用法に係る異動事由 当社は、各種預金取引における休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱う事由を当社ウェブサイトに掲示します。</p> <p>(2) 休眠預金等活用法に係る最終異動日等</p> <p>①この預金について、休眠預金等活用法におけ</p>

る最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- A. 当社ウェブサイト「休眠預金等活用法に係る異動事由」に掲げる異動が最後にあった日
- B. 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- C. 当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- D. この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

②第1号Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に掲げる事由に応じ、次のA、Bに定める日とします。

- A. 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと
[当該支払停止が解除された日]
- B. この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと
[当該手続が終了した日]

(3) 総合口座取引に係る預金の最終異動日等
総合口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2項第2号において定める事由をいいます。）が生じ

た場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

(4) 休眠預金等代替金に関する取扱い

- ①この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- ②前号の場合、預金者等は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者等は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- ③預金者等は、第1号の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
 - A. この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - B. この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
 - C. この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - D. この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- ④当社は、次に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3号による休眠預

15. (手数料の取扱について)

(1) 休眠口座管理手数料

- ①休眠口座管理手数料は、別途定める休眠口座が対象となります。
- ②この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、休眠口座となります。
- ③この預金が休眠口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当社の定める休眠口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、休眠口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を休眠口座管理手数料の一部としていただき、通知することなく当社所定の方法により、解約することができるものとします。
- ④一旦引落としとなり、お支払いいただいた休眠口座管理手数料については、ご返却いたしません。

(2) (省略) 変更なし

16. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項、第 11 条第 4 項および第 15 条にもとづく金額・期間・手数料その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示そ

金等代替金の支払を請求することを約し
ます。

- A. 当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払業務等の委託を受けていること
- B. この預金について、第 3 号 B に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- C. 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

16. (手数料の取扱について)

(1) 未利用口座管理手数料

- ①未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- ②この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
- ③この預金が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当社の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、通知することなく当社所定の方法により、解約することができるものとします。
- ④一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

(2) (省略) 変更なし

17. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項、第 16 条にもとづく金額・期間・手数料その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公

<p>の他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略) 変更なし</p>	<p>表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略) 変更なし</p>
--	---

以上